諮問番号：令和３年度諮問第５３号

答申番号：令和４年度答申第２５号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３１年３月２２日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）本件処分の通知書に記載されている却下の理由に、賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がないためとあるが、処分庁が納得するような文面でないと却下することは、公平・公正ではいけない行政として不当な判断をされたのではないかと思う。

たしかに、現在居住する賃貸住宅（以下「本件住居」という。）に係る賃貸借契約書（以下「本件賃貸借契約書」といい、本件住居に係る審査請求人と貸主との賃貸借契約を「本件賃貸借契約」という。）には処分庁のいうような記載のされ方はしていないが、本件賃貸借契約書の第１１条には「貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲〔貸主〕乙〔審査請求人〕の所有の如何に係わらず、総べて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」と記載されている。

また、本件賃貸借契約書第１２条には「乙が前４条の規定に違背した時、又は乙及び乙の代理人、若しくは使用人の故意、過失により本建築物、設備等に故障、破損、滅失等の損害を生ぜしめた時、及び盗難による乙の被害は当然甲の責任はなきも、これによる建物並びに附属物の破損は、乙が賠償の責任を有する。」と記載されており、もし万が一火災が起きた場合や水漏れ等で破損した場合などに発生する賠償責任は現状の私の資力では果たせない。

（２）本件賃貸借契約の更新にあたり、火災保険（賃貸住宅総合保険）の加入が更新条件として必要であることを示す資料はないが、生活保護でかろうじて生計を維持している審査請求人が、本件賃貸借契約書や重要事項説明書に更新条件として火災保険（賃貸住宅総合保険）加入がはっきりと明記されていないので却下されてしまえば、いままで３度火災保険の更新料を自弁するために食事回数を減らし、衣服（下着類含む）等も買えずに生活してきた事が果たして最低限の生活と言えるのか。

（３）現在、火災保険（賃貸住宅総合保険）未加入で生活している状態である。

しかしながら、もし火災だけでなく水漏れなどの給排水設備に生じる事故（パイプ管のひびや破損な等）や重要事項説明書に記載されている損害賠償及び違約金に関する事項の「２．賃貸物件に対する借主の故意又は過失による損害は、借主が賠償しなくてはなりません。」と記載されているような事象、又は、自然故障については本件賃貸借契約書の第２７条に乙の負担か、甲乙半々と記載されている以上、損害賠償責任が生じてくるものであるため、火災保険（賃貸住宅総合保険）加入は何かあった時のため、最低限必要である。

（４）以上のことから、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、本件賃貸借契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がなく、契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がないことから、処分庁は、本件処分を行ったことが認められる。

火災保険料の認定については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）ク及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問８８のとおり、被保護者が居住する借家の契約更新等に際し必要やむを得ない場合には認定して差し支えないとされているところ、本件賃貸借契約書には火災保険に関する定めがなく、借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がないとした処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

一方、本件賃貸借契約書の「貸室内の諸設備及び施設、諸物件は甲乙の所有の如何に係わらず総べて乙に於いて保管管理の責任を有し、火災予防の為これが一切の処置を講ずるものとする。」との文言をもって、審査請求人は、火災保険料の支給の必要性を主張するが、当該文言からは、本件賃貸借契約の更新にあたり、火災保険料が必要やむを得ないと判断することはできず、審査請求人の主張は採用できない。

また、審査請求人からは、他に、本件賃貸借契約の更新にあたり、火災保険料が必要やむを得ないと認められる客観的な資料等の存在の主張はない。

（２）以上のとおり、本件処分に至る判断の過程に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（３）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　３月　８日　　諮問書の受領

令和４年　３月１０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：３月２４日

口頭意見陳述申立期限：３月２４日

令和４年　３月２４日　　審査請求人から主張書面及び資料の受領（令和４年

　　　　　　　　　　　３月２３日付け）（以下「本件主張書面等」という。）

令和４年　４月２８日　　第１回審議

令和４年　５月２６日　　第２回審議

令和４年　６月　１日　　審査会から○○市福祉事務所長（以下「Ａ市の保護

　　　　　　　　　　　実施機関」という。）に対し回答の求め（回答書：令

　　　　　　　　　　　和４年６月１５日付け○生第３５２号の２。）

　　　　　　　　　　　　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答書：令和４年６月１４日付け回答（以下「審査請求人回答書」という。））

令和４年　６月３０日　　第３回審議

令和４年　７月２１日　　第４回審議

令和４年　８月２５日　　第５回審議

令和４年　９月２８日　　第６回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一　住居」及び「二　補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

（２）局長通知第７の４（１）クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、（中略）に定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。」と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（３）課長通知第７の問８８は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」との問について、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、本件主張書面等及び審査請求人回答書並びに審査請求人が行った他の審査請求（令和３年度諮問第５１号及び第５２号）の諮問書の添付書類（事件記録）及び令和３年度諮問第５２号において、審査請求人が当審査会に提出した資料によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２５年２月１日付けの審査請求人に対する本件住居に係る「契約費用請求書」には、賃貸借契約費用お支払い明細のその他の欄に「住宅総合保険　￥１５，０００（後略）」と、契約書類と別途必要書類の欄に「（前略）火災保険申込書一式　１通（後略）」と、契約費用のお支払いの欄に「（前略）上記契約費用を２月１０日までにお振込みください。（中略）上記期限に万一遅れた場合、賃料発生していても鍵のお引渡しができません。」と記載されている。

（２）平成２５年２月６日付けの本件住居に係る「重要事項説明書」には、損害賠償及び違約金に関する事項の欄に「（前略）２．賃貸物件に対する借主の故意又は過失による損害は、借主が賠償しなくてはなりません。」と記載されている。

（３）平成２５年２月１３日付けで、審査請求人と貸主は、本件賃貸借契約を締結した。

本件賃貸借契約書には、第３条に「賃貸借期限は平成２５年２月１５日より平成２７年２月１４日迄向う弐カ年とする。但し、期間満了に際し、甲乙異議のない時は、更に壱カ年間本契約を更新する。その後、期間満了に際しては、これに準ずる。」と、第１２条　に「乙（中略）の故意、過失により本建築物、設備等に故障、破損、滅失等の損害を生ぜしめた時、（中略）これによる建物並びに付属物の破損は、乙が賠償の責任を有する。」と記載されている。

（４）平成２５年２月２０日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保護を開始した。

処分庁の新規申請調査ケース記録票には、生活歴の欄に、平成２２年７月に母世帯の世帯員増として、Ａ市の保護実施機関が保護を開始した旨及びＡ市の保護実施機関より転居費用の支給を受けて、処分庁の所管区域内へ転居（移管）した旨が記載されている。

（５）平成２７年２月１３日、審査請求人は、保険期間を平成２７年２月１５日から平成２９年２月１４日とする、本件住居に係る「賃貸住宅総合保険（基本プラン）」の契約更新料として１５，０００円（以下「本件火災保険更新料１」という。）を支払った。

（６）平成２９年２月１０日、審査請求人は、保険期間を平成２９年２月１５日から平成３１年２月１４日とする、本件住居に係る「賃貸住宅総合保険（基本プラン）」の契約更新料として１５，０００円（以下「本件火災保険更新料２」という。）を支払った。

（７）平成３０年４月５日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、本件火災保険更新料１及び本件火災保険更新料２の支給を求める申請（以下「前回申請」という。）を行った。

これを受けて同月１８日、処分庁はケース診断会議を開催した。同日のケース診断会議記録票には、指導経過の欄に「（前略）Ｈ２９.２　火災保険料について、扶助の相談があったが、契約書に火災保険の加入義務が記載されておらず、家主に追記をお願いしたところ、書いてくれなかった為、自弁した。（後略）」と記載されている。

（８）平成３０年４月２６日付けで、処分庁は、前回申請を却下する処分（以下「前回処分」という。）を行った。

前回処分の通知書の却下の理由の欄には「火災保険料について、賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がないため、支給することはできません。また、生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことを客観的に確認できる資料がなく、さらに平成２７年２月１３日と平成２９年２月１０日に支払われた火災保険料〔本件火災保険更新料１及び本件火災保険更新料２〕については、既に遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」と記載されている。

（９）平成３０年７月２８日付けで、審査請求人は、前回処分に対する審査請求（以下「前回審査請求」という。）を行った。

（１０）平成３１年２月、審査請求人は、平成３１年２月１４日の契約期間が満了になったため、「賃貸住宅総合保険（基本プラン）」の契約更新料として１５，０００円（以下「本件火災保険更新料３」という。）を支払った。

（１１）平成３１年３月５日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、本件火災保険更新料３の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。

（１２）平成３１年３月２０日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日のケース診断会議記録票には、問題点の欄に「（前略）現時点で前回の、平成３０年７月２４日付け審査請求〔前回審査請求〕の結論が出ていないことに加え、前回〔前回処分〕は賃貸契約書〔本件賃貸借契約書〕に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならないことの記載がないため、却下となったが、状況に何ら変更点がない状態であれば（契約書の記載内容が変更ないのであれば）、今回も申請却下することになると主〔審査請求人〕へ伝えた。これに対し、主は、「それでもかまわない、前回の却下理由では、扶助費の遡及支給可能期間が経過したことも挙げられていたので、今回は期間内に持ってきた。審査請求の結果によっては、結果が変わりうるが、遡及期間が経過してはいけないので、この時期に申請した」とのことであった。（後略）」と、結論の欄に「賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がないため申請を却下する。」と記載されている。

（１３）平成３１年３月２２日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

本件処分の通知書の却下の理由の欄には「賃貸契約書に契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わなければならない旨の記載がなく、契約更新の条件として借主が火災保険料を支払わないことを客観的に確認できる資料がないため、保護の申請を却下します。」と記載されている。

（１４）令和元年６月２５日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１（１）のとおり、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要な範囲内において行われるものである。

本件処分に係る事務は、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（地方自治法第２条第９項第１号）として第１号法定受託事務に分類されており（法第８４条の５参照)、火災保険料の支給に関しては、前記１（２）、（３）のとおり処理基準が定められている。

これらの処理基準によれば、火災保険料の認定については、前記１（２）のとおり、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、局長通知第７の４（１）オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとし、前記１（３）のとおり、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとしている。

そこで、本件賃貸借契約の更新等に際し、火災保険の付保が必要やむを得ないものであったかどうか、以下検討する。

（２）まず、本件賃貸借契約の締結時についてみると、前記２（２）、（３）で認定した重要事項説明書及び本件賃貸借契約書に記載された借主の故意、過失による損害は、借主の責任で賠償する旨の合意からは、本件賃貸借契約の締結に際し直ちに火災保険への加入が義務付けられているということはできない。

しかしながら、前記２（１）で認定した本件住居への入居時の経緯についてみると、平成２５年２月１日付けの審査請求人に対する本件住居に係る「契約費用請求書」には、賃貸借契約費用お支払い明細のその他の欄に「住宅総合保険　￥１５，０００（後略）」と、契約書類と別途必要書類の欄に「（前略）火災保険申込書一式　１通（後略）」と、契約費用のお支払いの欄に「（前略）上記契約費用を２月１０日までにお振込みください。（中略）上記期限に万一遅れた場合、賃料発生していても鍵のお引渡しができません。」と記載されている。このことからすると、本件賃貸借契約の締結に際しては、審査請求人は、住宅総合保険（火災保険）へ加入する必要があったというべきである。

（３）次に、本件賃貸借契約の更新の経緯についてみると、前記２（３）のとおり、本件賃貸借契約書には、第３条に「賃貸借期限は、平成２５年２月１５日より平成２７年２月１４日迄向う弐カ年とする。但し、期間満了に際し、甲乙異議のない時は、更に壱カ年間本契約を更新する。その後、期間満了に際しては、これに準ずる。」と記載されており、本件賃貸借契約は、同条項に基づき、１年毎に自動更新されているものと推測される。

　　　一方、審査請求人は、前記２（５）、（６）、（１０）のとおり、２年毎に本件火災保険更新料１、本件火災保険更新料２及び本件火災保険更新料３を支払っている。

これらのことからすると、本件賃貸借契約の更新にあたって、火災保険への加入が必要であると推測できないわけではない。

（４）しかしながら、前記２（７）のとおり、前回申請を受けて処分庁が開催したケース診断会議の記録票には、平成２９年２月、審査請求人が、本件賃貸借契約書に火災保険の加入義務が記載されていないため、貸主に追記を依頼したところ拒否された旨発言したことが記載されていることからすると、必ずしも貸主が、本件賃貸借契約の更新にあたり、火災保険への加入を必要としていたとは言い難い。また、審査請求人から、この評価を覆してまで、本件賃貸借契約の更新にあたり、火災保険への加入が必要やむを得ないと認められる資料等が存在する旨の主張もない。

加えて、審査請求人は、本件火災保険更新料３を支払った後、現在は火災保険（賃貸住宅総合保険）未加入で本件住居に生活している状態である旨主張している。

そうすると、平成２９年２月に貸主が本件賃貸借契約書に火災保険の加入義務を追記することを拒否し、現在、審査請求人が、火災保険に未加入の状態でも本件住居に引き続き居住している事実がある以上、本件処分の時点においては、本件賃貸借契約を更新するにあたって、火災保険への加入が必要やむを得ないものであったとは認められない。

（５）したがって、本件申請により本件火災保険更新料３の支給申請を受け、前記１（２）、（３）の処理基準に照らして、本件賃貸借契約の更新にあたり、必要やむを得ないものとは認められないとして、本件申請を却下する内容の本件処分を行った処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（６）以上のとおり、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂　充

委員　　　　　重本　達哉

委員　　　　　船戸　貴美子